

令和8年3月

# 都営シルバーピア

(地元割当)

## 申込みのしおり

募集  
戸数

都営シルバーピア (高齢者住宅)

単身者向 **5** 戸

住宅の申込みには、一定の申込み資格が必要です。  
このしおりをよく読んで間違いのないようにお申込みください。

申込書配布期間および申込期間

令和8年**3月2日**月 ~ **3月9日**月

申込みは必ず**郵送**で、**3月12日(木)**までに江東区役所に  
**到着**したものに限り有効です。

※持参による申込みは受け付けておりません。

※消印有効ではありません。お早めに投かんするようお願いします。  
(郵便の配達日数については郵便局にご確認ください。)

お問い合わせ先

江東区都市整備部住宅課住宅管理係 庁舎5階2番窓口

☎03-3647-9464

注意

申込みの代行業者は、江東区とはまったく関係ありません。

# 目次

○申込方法と注意 .....	P 2
○募集住宅一覧 .....	P 3
○シルバーピア(高齢者住宅)とは .....	P 3
○申込みから入居まで .....	P 4
○都営シルバーピア(単身者向)の入居資格 .....	P 6
○東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について...	P 7
○所得金額の計算方法 .....	P 8
○特別控除について .....	P13
○住宅についてのご注意 .....	P14
○入居手続 .....	P15
○申込書の記入例 .....	P16

## 申込みの方法

申込みは必ず郵送で、3月12日(木)までに到着したものに限り受け付けます。(持参不可)

- (1) 申込書に必要事項を記入してください。(記入例16~18ページ)
- (2) 申込書(はがき)の**2か所に85円切手**をはってください。  
※切手のはっていないもの、料金が不足しているものは抽せん番号等の通知ができません。
- (3) 封筒に申込書を入れ、**110円切手**をはり、**必ず郵送してください。**

※**申込み時点で郵送していただくのは申込書のみです。**

## 申込みにあたっての注意

- (1) **申込みは1世帯につき1通です。**  
1世帯で重複申込みをしたときは、全部の申込みを**無効**とします。  
また、申込みの要件を備えていない申込みの場合には、当せんしても失格になります。
- (2) 申込書は「令和8年3月都営シルバーピア使用申込書」へ記入してください。
- (3) 申込地区番号は、**同じ地区番号を4か所**に記入します(申込書1か所、はがき2か所、封筒1か所)。**不統一な記入、記入もれ**などがありますと**無効**とします。
- (4) **申込み後に申込地区番号・申込者等を変更することはできません。**申込書の記入には十分注意してください。
- (5) 他の募集などですでに合格・登録されている方は、原則として申込みません。
- (6) 以前都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は、資格審査のときまでにお支払いいただきます。
- (7) 消せるボールペンでの記入は無効になるおそれがあるため、おやめください。

# 募集住宅一覧

## 都営シルバーピア(単身者向)

◇申込者が江東区内に3年以上継続して居住していることが必要です。

◇**65歳以上の単身者**の方が申込みできます。

◇入居開始は令和8年10月以降の予定です。

申込地区番号	住宅名	募集戸数	間取(専用面積)	入居人数	エレベーター	標準的な使用料(円)	建設年度	交通機関
1	枝川一丁目第2(枝川1-8ほか)	1戸	1DK(30㎡)	1人	有	17,800~34,900	平成元年	東京メトロ有楽町線・ゆりかもめ「豊洲」下車 徒歩10分
2	枝川一丁目第3(枝川1-10)	1戸	1DK(33㎡)	1人	有	20,700~40,600	平成11年	東京メトロ有楽町線・ゆりかもめ「豊洲」下車 徒歩13分
3	新砂三丁目(新砂3-3)	1戸	1DK(35㎡)	1人	有	21,600~42,500	平成11年	東京メトロ東西線「南砂町」下車 徒歩5分
4	潮見一丁目(潮見1-29)	1戸	1DK(36㎡)	1人	有	22,700~44,600	平成9年	JR京葉線「潮見」下車 徒歩5分
5	潮見一丁目(潮見1-29)	1戸	1DK(37㎡)	1人	有	23,200~45,500	平成9年	JR京葉線「潮見」下車 徒歩5分

## シルバーピア(高齢者住宅)とは

シルバーピア(高齢者住宅)とは、65歳以上の高齢者を対象とした下記のような設備等をそなえた集合住宅です。

1 室内に手すりや緊急通報の装置等、高齢者に配慮した設備を設置し、生活相談・団らん室などの利便施設も併設した、すべてエレベーター付の住宅です。

このほか、主な設備は次の通りですが、住宅によっては異なるものもあります。

ガス漏れ警報器受信盤、自動火災報知器受信盤、台所・浴室・洗面所の3点給湯(湯沸器は屋外設備、追い炊き機能付)、玄関インターホン、福祉対応型エレベーター

2 入居者の安否の確認や緊急時の対応、入居に関する情報提供などのためにワーデン(生活協力員)またはLSA(ライフサポートアドバイザー)が団地内に居住または通勤しています。

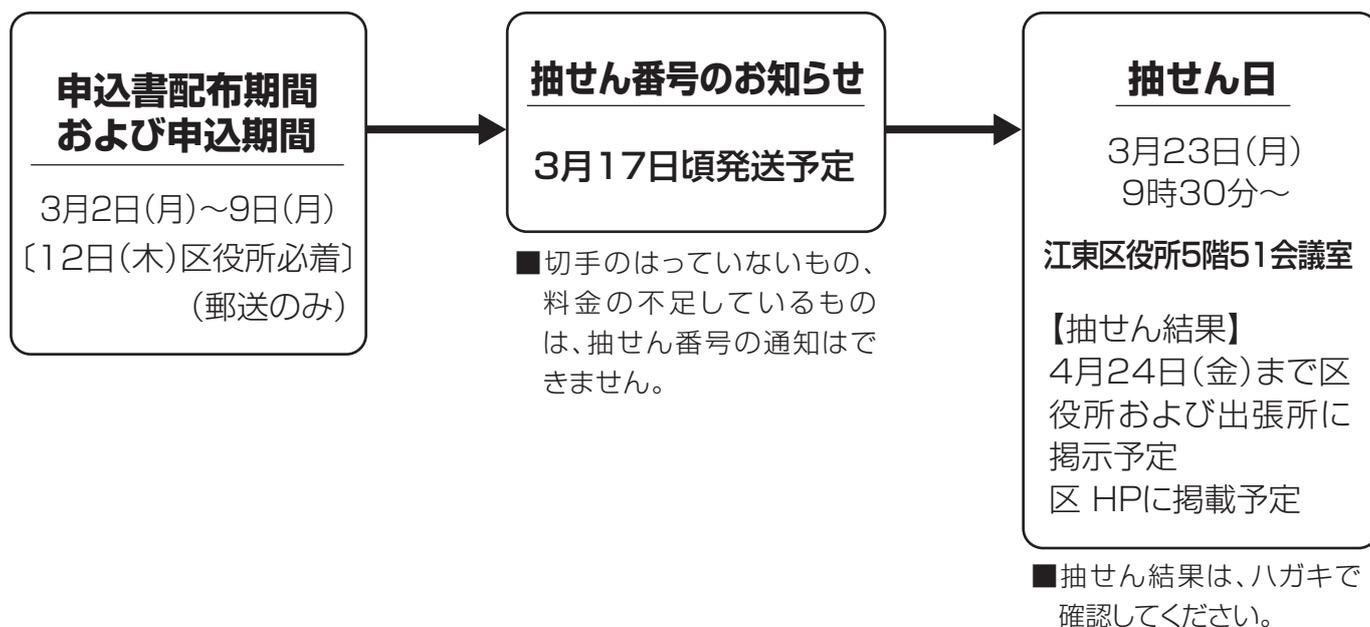
3 この住宅を含む地域の高齢者に対し、必要に応じて福祉サービスを提供する「長寿サポートセンター」が、住宅に併設又は隣接、近接しています。

4 単身者向住宅の利用者が結婚したときは、他の都営住宅に変わっていただきます。ただし、同居が可能な世帯に限ります。

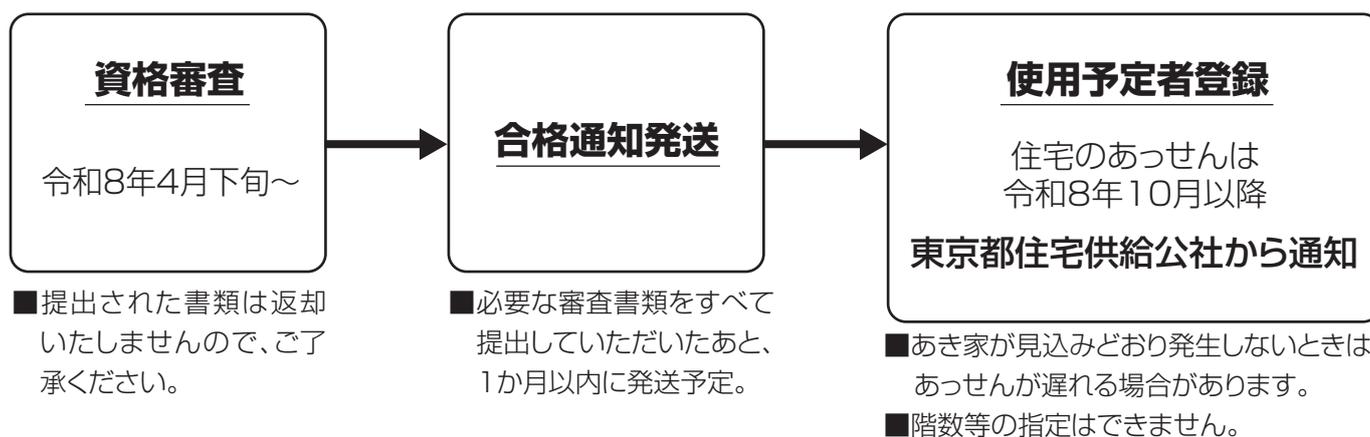
# 申込みから入居まで

■今回の募集に関する申込みから入居までの日程は次のようになります。

## 1 申込みから抽せんまで



## 2 資格審査から入居まで



※ 抽せん会への参加は自由です。参加・不参加は当落には関係ありません。

### 抽せん結果のお知らせ

3月25日頃発送予定

- 抽せん結果のハガキが届かない場合は、4月中旬以降にお問い合わせください。

### 資格審査対象者

- 資格審査対象者には、審査に必要な書類を区役所に郵送にてご提出いただきます。  
なお、審査のご案内は当せん順位にしたがい令和8年4月中旬から順次発送します。  
資格審査に合格しないと入居できません。

### 補欠者

- 補欠者には、資格審査対象者のうちで失格者が出た場合に、順次繰り上げて審査を行います。  
なお、繰り上げにならない方には審査通知を送付いたしませんので、ご了承ください。

### 落せん

### 入居予定住宅のお知らせ

(あっせん通知・ご入居のご案内)  
使用許可日の約1か月半前に発送  
(東京都住宅供給公社から通知)

- 都営住宅の入居予定者として登録された方の入居までの手続きは、東京都住宅供給公社募集センターで行います。
- 必要書類を期日までにご返送ください。
- 保証金として住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- 入居にあたり、連絡先となる方1名(または、1法人)が必要です。

### 住宅の下見

使用許可日の  
約1か月前

### 入居手続き

使用許可日の  
約2週間前

- 鍵の受け取りは  
使用許可日の  
約1週間前。

### 入居

使用許可日から15  
日以内に引っ越しを  
してください。

# 都営シルバーピア(単身者向)の入居資格

◇申込みのできる方は、申込期間(令和8年3月2日～12日)内に、次の**1**～**5**のすべてにあてはまる方に限ります。

◇申込みの際に住民票等の書類を提出する必要はありません。

## 1 江東区内に3年以上継続して居住していること

- ① 申込者本人が、令和5年3月13日以前から江東区内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票の写しで確認できること。
- ② 外国人については特別永住者もしくは中長期在留者で、①のほかに申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで確認できること。

## 2 65歳以上の単身居住者で配偶者がいないこと

申込者は、65歳以上(昭和36年3月13日以前の生まれ)の単身居住者(原則として申込期間(令和8年3月2日～12日)に同居している親族または同居しようとする親族がいない方)で、かつ、配偶者(法律上の配偶者のほか内縁関係の方[住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方]、婚約者、パートナーを含む。)がいないこと。

※現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。

※親族と同居している方は、次のいずれかに該当する場合に限り、申し込むことができます。

(ア) 居住している住宅が狭い。

お住まいの住宅の住戸専用面積が下表にあてはまること。

居住人数(申込者本人含む)	住戸専用面積(壁芯)	居住人数(申込者本人含む)	住戸専用面積(壁芯)
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

※壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。

※住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

(イ) 離婚予定の方(資格審査時に離婚の成立を証明できる場合。ただし、現在の同居親族が配偶者だけの場合に限ります。)

(ウ) 同居親族のすべてが申込み後から入居資格審査までの間に、結婚し転出、または遠隔地(おおむね2時間以上)へ転勤もしくは就職することにより申込者が単身となる場合で、資格審査時にそのことを証明できること。

※詳細は住宅課住宅管理係へお問い合わせください。

## 3 所得が定められた基準内であること

申込者の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

**所得基準** 0円～2,568,000円

☆申込者に所得税法上の扶養親族がいる場合は、該当者1人につき所得基準の金額に38万円ずつ加算してください。

☆所得の計算方法等については8～13ページをご覧ください。

## 4 住宅に困っていること 住宅や土地の所有者、公営住宅のシルバーピアの名義人でないこと。

住宅または土地の所有者(共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。)でないこと。ただし、次の場合は申し込みできます。

(ア) 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

→資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

(イ) 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く)。

→資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

※現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込みできません。

## 5 申込者が暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

## 東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- 東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- 「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明(東京都パートナーシップ宣誓制度による証明)もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- なお、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

# 所得金額の計算方法

## 1 申込者の所得の合計

所得金額は、申込日現在の申込者の「所得金額の合計」でみます。

表

所得のある人の名前	(所得金額) - (★13ページ下表②の特別控除金額)	★特別控除金額 所得金額から差し引いてください。 詳しくは13ページをご覧ください。
	( ) - ( )	
	( ) - ( )	※13ページ上表①の特別控除金額
合 計		あなたの所得金額

—  =

## 2 申込者の所得

9～12ページの方法で、所得を計算する。

計算した所得金額をこのページの上の表に記入してください。

### ★所得金額計算上の注意

- (1) 仕送り、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得については、所得金額を0円とします。
- (2) 2種類以上の収入がある場合  
ひとりで2種類以上の収入を得ているとき(給与と年金、給与と事業所得など)は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

## 申込者の所得計算

都営住宅の入居資格の有無は、原則として「前年の所得」により判断しますが、前年から現在までの間に退職・廃業した仕事があり現在の所得が減少している方については「現在の所得」によることができます。以下の手順にしたがって、「前年の所得」と「現在の所得」のどちらによるか、お確かめください。

### Q1. 昨年1月1日から現在までの間に退職・廃業した仕事がありますか？

↓ ない

↓ ある

### Q2. 退職・廃業する前と現在を比べると、収入は減少していますか？

※退職・廃業した後に、再就職や年金受給の開始などで新たな収入がある場合、その収入を12ヶ月分に推定した金額を含めて比較してください。ただし遺族年金と障害年金は計算の対象外のため、0円としてください。

	前年	現在	
例1	A社で仕事	→ 退職	→ 再就職B社 ⇒ A社とB社の収入を比較する
例2	自営業	→ 廃業	→ 年金受給開始 ⇒ 事業所得と年金を比較する
例3	C社で仕事	→ 退職	→ 無職・無収入 ⇒ 現在収入がないため計算は不要です

↓ 減少していない

↓ 減少している

#### 「前年の所得」を計算する

- このページから次ページ中ほどまでの計算方法により、所得を計算してください。
- 所得計算は、収入の種類（給与・事業等・年金）ごとに行ってください。
- 計算した結果を8ページの上の表に記入してください。

#### 「現在の所得」を計算する

- 次ページ【「現在の所得」を計算する】へすすみ、所得を計算してください。
- ただし現在得ている収入の中に、前年1月1日以前から継続しているものがある場合は、その収入に限り「前年の所得」を計算してください。
- 所得計算は、収入の種類（給与・事業等・年金）ごとに行ってください。
- 計算した結果を8ページの上の表に記入してください。

## 「前年の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

### 1. 前年の給与所得を計算する

- 昨年1月から12月の間に得ていた全ての給与収入が計算の対象です。現在すでに退職している仕事があっても、それも含めて確認してください。
- 税法上の所得金額から100,000円を控除し「都営住宅の所得金額」を計算してください。

#### (1) 1枚の源泉徴収票に、前年の全ての収入が記載してある場合

⑦給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が税法上の所得金額です。この額から100,000円差し引いた額が「都営住宅の所得金額」です。

#### (2) 2枚以上の源泉徴収票がある場合

全ての源泉徴収票の⑦支払金額の合計額を11ページ2の表の「収入額」にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

#### (3) 源泉徴収票がない場合

11ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

支払を受ける者		住所又は居所		氏名(フリガナ)		職名	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計	源泉徴収額	控除後の金額	源泉徴収額	控除後の金額
内	円	円	円	円	円	円	円
外	円	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円	円

# 所得金額の計算方法

## 2. 前年の事業等所得を計算する

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

- 昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。  
⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。
- 確定申告していない場合は12ページの表を利用して昨年1月から12月までの所得を計算してください。入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。  
※ 申込者が事業専従者の場合は、専従者給与額を11ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

所得金額等	事業等	①		
	農業	②		
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		⑦から⑨までの計	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫		

## 3. 前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。  
遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※ 個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を12ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	
(フリガナ)		
氏名		
区分	支払金額	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		円
所得税法第203条の3第7号適用分		円
本人		

## 「現在の所得」を計算する

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

### 1. 現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。  
11ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。  
なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

### 2. 現在の事業等所得を計算する

12ページの表を利用して、12か月分の所得を計算してください。  
すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

### 3. 現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※ 個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定通知書・支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を12ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

国民年金・厚生年金保険	年金決定通知書・支給額変更通知書
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)	
年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	
	円
あなたにお支払いする年金額は、左の太枠内の金額になります。	





# 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその方の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

## ①申込世帯の合計所得金額から差し引くもの(申込者・遠隔地扶養者が対象です。)

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㉞老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	
㉟特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族(配偶者を除く。)で16歳以上23歳未満の方	
㊱障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	㉟の特別障害者控除を受ける方は、㊱の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㊲特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

①の特別控除額の合計  万円 →8ページの特別控除金額①へ

## ②特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの(申込者が対象です。)

ただし、その方の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㊳寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
		夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはまります。)	
㊴ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- ・公営住宅法施行令の改正により、令和3年7月1日より、従前の「寡婦(寡夫)控除」の規定を「寡婦控除」と「ひとり親控除」に改めました。
- ・「㊴ひとり親控除」に該当する方は、「㊳寡婦控除」の適用はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「㊳寡婦控除」や「㊴ひとり親控除」を受けることはできません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方、婚約者がいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

②の特別控除額の合計  万円 →8ページの特別控除金額②へ

- ※ 表中の16歳以上23歳未満の方とは平成15年3月4日～平成22年3月13日生まれの方
- ※ 表中の65歳以上の方とは昭和36年3月13日以前生まれの方
- ※ 表中の70歳以上の方とは昭和31年3月13日以前生まれの方

# 住宅についてのご注意

## 使用料のほかに入居者の負担する費用

### (1) 東京都が徴収するもの

以下の共用設備の維持管理(ア～エ)及び他の施設との合築等により共用施設を一体的に管理する場合(オ)は、東京都が入居者に代わって維持管理等を実施し、管理費用を徴収します。

この費用は、住宅使用料と同時に東京都に支払っていただきます。

#### ア エレベーターの保守管理費

エレベーターを正常に運転するため、定期的に点検等を行う維持管理費

#### イ 台所流し用排水管の清掃費

中層・高層住宅の台所排水管のうち、流しの部分から共用の立管および横引管をへて屋外の第1ますまでの排水管を年1回清掃するための費用。この費用は住棟の入居者全員の希望により、東京都に清掃申込みがあった団地に限られます。

#### ウ 共用部分の維持管理に係る費用

共用部分の電気料金、水道料金の支払や電管球交換、草刈り、中低木の刈り込み・せん定、落葉清掃のうち、入居者に代わって東京都が実施する項目に要する費用。この費用は、自治会等から東京都に申込みがあった団地に限られ、実施項目や団地の状況に応じて1か月1世帯約500～6,000円程度かかります。

#### エ 有線情報システムの維持管理費

#### オ 下記(2)のうち、入居者に代わって東京都が実施することとした場合の費用

### (2) 自治会等(入居者が決定した会計責任者)が徴収するもの

上記(1)以外にも、下記(ア)～(カ)の項目などは、入居者が負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。**入居しているすべてのの方に支払い義務**があります。(自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。)

この費用は1か月1世帯約1,500円～5,000円程度かかります。

※自治会等(入居者)が決定した維持管理方法等およびお住まいの住宅設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに自治会の役員等から説明を受けてください。

#### ア 使用料金

街路灯、階段灯、廊下灯、集会所等、給水施設、エレベーター、その他共同施設の電気料金および設備内容によりガス、上下水道料金

#### イ 上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

#### ウ 各住戸から屋外の第1ますまでの雑排水管清掃を年1回程度行うために要する費用、およびU字溝等の清掃に要する費用、詰まりが原因で排水が逆流し、室内が汚損した場合などの復旧費用

#### エ ごみ処理(未回収の粗大ごみや不法投棄ごみを含む)および消毒に要する費用

#### オ 児童遊園、広場および道等の清掃、除草ならびに樹木の枝下しなどに要する費用

(注) 上記の料金のなかで、団地全体(例 街路灯等)と棟ごと(例 エレベーター等)に負担するものがあります。

#### カ その他、自治会等(入居者)が決定した維持管理に要する費用

## 危険薬物の販売等及び特殊詐欺の禁止

都内での危険薬物による重大事件の発生や振り込め詐欺などの特殊詐欺の深刻な被害が続いており、東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」において、建物を危険薬物の販売等及び特殊詐欺のために使用することを禁止しています。都営住宅においても、危険薬物の販売等や特殊詐欺のために使用することはできません。住宅をこうした行為に使用していることが分かった場合には、退去していただくこともありますので、絶対行わないでください。

## 駐車場について

団地によっては有料駐車場を設置しています。設置の有無については都営住宅募集センター(03-3498-8894)へお問い合わせ下さい。駐車場を契約する際には保証金(使用料の3か月分)を支払っていただきます。ただし、全戸数分は設置されていないので、入居後すぐには借りられない場合があります。また、利用者は定期的に抽せんにより決定しますが、駐車できる車両のサイズ・重量に制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探してください。

## 動物の飼育の禁止

他の入居者に迷惑となるので犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。鳴き声、抜け毛、フン尿等で、近隣の方とのトラブルや、環境衛生の悪化の原因となることが多いためです。

お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

## 入居予定月・予定使用料

入居予定月は工事の進行状況等により変更することがあります。また、使用料は予定額です。

## 住宅の転貸（民泊）の禁止

都営住宅等は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

# 入居手続

(1) 入居手続きまでに保証金として、住宅使用料の2ヵ月分をお支払いいただきます。

(2) 入居にあたり、連絡先となる方1名(または1法人)が必要です。

※連絡先の要件は以下のとおりです。

①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方

②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人

※連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります(連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。)

# 申込書(表)の記入例(太線内を書いてください)

- ※ 申込み後の記入事項の変更、訂正はできません。
- ※ 書きもれ、うその記入、はっきりしない書き方があるとき、申込地区番号が書いていなかったり、2つ以上の違う地区番号が書いてあるときは無効となります。
- ※ 裏面もあります。

申込地区番号は募集住宅一覧(P3)の中から1か所を選び、「1」・「2」などと数字ではっきり書いてください。

申込地区番号は、申込書、はがき、封筒に書きますが、全部同一の番号を書き入れてください。

申込地区番号	1	抽せん番号	
--------	---	-------	--

外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。

郵便番号	135-0016	自宅電話	携帯090(△△△△)△△△△
現住所	江東区 東陽4丁目11番28号(黒松方、(建)アパート)106号室		
フリガナ	ジュウワ  タロウ	生年月日	大正36年2月1日 (昭和) (満65歳)
氏名	住宅太郎		
フリガナ		区内居住年数	住宅に入ろうとする人数
外国人の場合通称名		30年	1人

8~12ページで計算した都営住宅の所得金額を記入してください。

世帯の構成 [住宅に入ろうとする者]					
氏名	続柄	職業	年取額(年金含む)		現在働いている勤務先・事業所などの所在地および名称
			総取入額	所得金額	
申込者	本人	会社員 年金	960,000 620,000	210,000 0	所在地 江東区大島0-0-0 就業 59年4月1日 (開業) 名称 〇〇商事(株) 電話 (△△△△)△△△△
		特別控除金額 (13ページで計算)		△100,000	入居しないが、申込者の所得税法上の扶養親族(遠隔地扶養)
計1名		差引所得金額計		110,000	1人

特別控除該当者名を下の欄に記入してください。

あなたの世帯で下記の項目に該当する方がいる場合には記入してください(障害者の方は障害の程度も記入)。

	老人扶養親族	特定扶養親族	寡婦	ひとり親	普通障害者又は特別障害者	遠隔地扶養
氏名	ジュウワ ハナコ 住宅花子				身障・精障・知障 (種級度)	ジュウワ ハナコ 住宅花子
					身障・精障・知障 (種級度)	
					身障・精障・知障 (種級度)	

13ページの特別控除に該当者がいる場合必ず記入してください。

職業をはっきり、具体的に書いてください。  
(会社員、自営、パート、年金、無職、生活保護など)

**都営シルバーピア使用申込書で取得した個人情報、募集業務以外には利用しません。  
また、申込書および書類等は返却しません。**

必ず85円切手をはってください。

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">必ず85円切手をはってください</div> <div style="margin-left: 20px;">1 3 5 0 0 1 6</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">必ず85円切手をはってください</div> <div style="margin-left: 20px;">1 3 5 0 0 1 6</div>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">住</td> <td>東京都江東区 東陽4-11-28</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所</td> <td>黒松 様方<sup>㊟</sup> 106</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td>住宅太郎 様</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区都市整備部住宅課住宅管理係</p>	住	東京都江東区 東陽4-11-28	所	黒松 様方 <sup>㊟</sup> 106	氏名	住宅太郎 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">住</td> <td>東京都江東区 東陽4-11-28</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所</td> <td>黒松 様方<sup>㊟</sup> 106</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td>住宅太郎 様</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区都市整備部住宅課住宅管理係</p>	住	東京都江東区 東陽4-11-28	所	黒松 様方 <sup>㊟</sup> 106	氏名	住宅太郎 様
住	東京都江東区 東陽4-11-28												
所	黒松 様方 <sup>㊟</sup> 106												
氏名	住宅太郎 様												
住	東京都江東区 東陽4-11-28												
所	黒松 様方 <sup>㊟</sup> 106												
氏名	住宅太郎 様												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">申込地区番号</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">抽せん番号</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">太線内を書いてください。</p>	申込地区番号	抽せん番号	番	/			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">申込地区番号</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">抽せん番号</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">番</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">太線内を書いてください。</p>	申込地区番号	抽せん番号	番	/		
申込地区番号	抽せん番号	番											
/													
申込地区番号	抽せん番号	番											
/													

必ず同じ番号をご記入下さい。

きりはなさないでください

◎裏面も忘れずに記入してください。

### こんなときは……

(1)【申込み後、住所が変わってしまった!】

- 最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号(返信はがき)を受け取れるようにしてください。

(2)【当せん後、住所が変わってしまった!】

- 次のところへはがきで連絡して、審査通知を受け取れるようにしてください。

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区都市整備部住宅課住宅管理係

「はがき」には、①募集時期 ②申込地区番号 ③抽せん番号 ④旧住所

⑤新住所 ⑥電話番号 ⑦申込者名 を記入してください。

(3)【抽せん番号の通知が送られてこない!】

- 切手のはり忘れ、宛先不明などがあると通知書は発送できませんが、申込書に不備がなければ抽せんはいたします。→間違いなく切手をはってある方は抽せん結果をお待ちください。

→切手をはり忘れた方は(4)へ。

(4)【抽せん結果も送られてこない!】

- 申込地区番号を確認の上、下記へお問い合わせください。

江東区都市整備部住宅課住宅管理係 直通電話 03(3647)9464





# 都営住宅・都民住宅の募集案内

## I. 都営住宅年間募集予定

募集時期	対象世帯等	問い合わせ先	備考
5月上旬	家族向・単身者向(抽せん方式)	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F ☎03-3498-8894 テレホンサービス ☎03-6418-5571 聴覚に障害のある方で、募集の内容についてご質問のある場合は ファックスでご連絡ください。 FAX 03-3409-4527 (※公社ホームページ <a href="https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html">https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html</a> )	募集の概要については、「広報東京都」(毎月、第1日曜日に新聞折込で配布)、テレホンサービス、公社ホームページ(募集月の前月下旬に掲載)でお知らせします。 ※ポイント方式とは、ひとり親(母子、父子世帯)・高齢者・心身障害者・多子・車いす使用者世帯等に限った募集です。
8月上旬	家族向(ポイント方式)※		
	単身者向(抽せん方式)		
	シルバーピア(抽せん方式)		
11月上旬	家族向・単身者向(抽せん方式)		
2月上旬	家族向(ポイント方式)※		
	単身者向(抽せん方式)		
	シルバーピア(抽せん方式)		

■申込用紙の配布… 申込用紙は、申込書配布期間中(土曜・日曜・祝日は除く)に限り東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。

■随時募集(先着順方式)… 家族向けに通年で募集します。詳しくは、公社ホームページでお確かめください。

■毎月募集(抽せん方式)… 毎月中旬頃に募集します。詳しくは、公社ホームページでお確かめください。

■抽せん方式の募集について… 抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。

## II. 都民住宅の募集

(都営住宅の所得基準を超過する方は、次の申込みをご検討ください。)

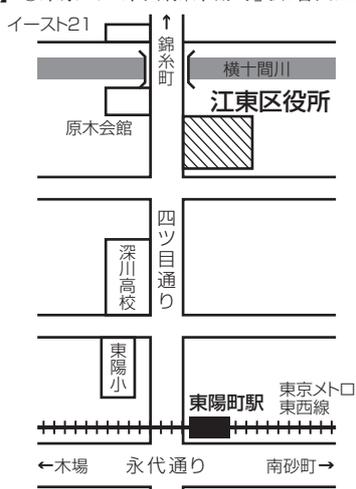
問い合わせ先	住宅の種類	対象世帯	募集時期等
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F ☎ 03-3498-8894	東京都施行型	家族向	先着順募集 公社ホームページ、都営住宅募集センターで申込みできます。

## III. その他

○ 公社一般賃貸住宅… 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター ☎03-3409-2244

○ U R 賃 貸 住 宅… 独立行政法人都市再生機構 ☎0120-411-363

【案内図】 ◎東京メトロ東西線「東陽町」駅1番出口より徒歩5分



【お問い合わせ先】

◎江東区都市整備部住宅課住宅管理係

庁舎5階2番窓口

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28  
 直通電話 03-3647-9464

【ご注意】

申込用紙類の郵送販売や申込みの代行業者は、江東区とは全く関係ありません。申込みにあたっては事故のないよう注意してください。

募集期間中は問い合わせが多く電話が繋がらないことがありますので、あらかじめご了承ください。